

11337P-00 年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

37

所得税法

▽
理論ドクター



令和7年度試験対策

詳細な解説で事例問題や応用理論の対策は万全！

はじめに

理論問題の解答は、問題の要点を捉え、秩序立てて簡潔平明に書くことが肝要である。与えられた問題に対し、要件、取扱い、位置付けなど必要な項目はもらさないようにする反面、問題に外れた事項まで触れることは避けなければならない。

また、一問当たりの解答の分量は30分以内で解答するものとして1,500字程度が限度であるため、本書では、原則として、その範囲に収めるように配慮した。

なお、最近の所得税法の理論問題は、個別問題形式のみではなく総合問題形式あるいは事例問題形式といった**応用問題形式**の出題が顕著となってきているが、いずれの場合でも、基本となるのは条文を中心とした個別問題である。

それぞれの規定についての理解ができていれば、どのような出題形式で問われていても恐れるに足りない。

そこで「理論マスター」で基本理論を把握し、本書「理論ドクター」で応用力を養成して最近の出題傾向に対処する力を養ってもらいたい。

本書が、受験生諸氏の役に立ち、ひとりでも多くの合格者輩出の一助となれば幸いである。

(本書は、令和6年9月末日までの施行法令に準拠している。)

T A C 税理士講座

凡	例
法	所得税法
令	所得税法施行令
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
国通法	国税通則法
災免法	災害減免法
復興財法	復興財源確保法
引	用
法22③	所得税法第22条第3項

CONTENTS

目 次

テーマ 1 : 総則関係

1-1	納税義務者	2
1-2	実質所得者課税の原則	10
1-3	納税地	12
1-4	非課税所得	14

テーマ 2 : 各種所得

2-1	基本理論	26
2-2	応用理論	28

テーマ 3 : 事業所得等

3-1	収入金額	56
3-2	必要経費	64
3-3	家事関連費等	66
3-4	資産損失	70
3-5	引当金	90
3-6	同一生計親族が事業から受ける対価	94
3-7	総合問題	106

テーマ 4 : 譲渡所得等

4-1	取得費	118
4-2	借地権	124
4-3	譲渡所得の課税の特例	128
4-4	株式等の譲渡による所得	140

	テーマ 5 : 課税標準	
課税標準	148
	テーマ 6 : 所得控除	
所得控除	162
	テーマ 7 : 税額計算等	
7 - 1	税額計算	184
7 - 2	税額控除	188
	テーマ 8 : 予納制度	
8 - 1	源泉徴収	198
8 - 2	予定納税	208
	テーマ 9 : 確定申告等	
9 - 1	確定申告	212
9 - 2	納付・還付	222
9 - 3	青色申告	228
9 - 4	確定申告の是正手続等	234

テーマ1

総 則 関 係

- 1 - 1 納税義務者
- 1 - 2 実質所得者課税の原則
- 1 - 3 納税地
- 1 - 4 非課税所得

1-1 納税義務者

【応用問題 1】

外国に居住していたAが、令和6年2月10日に、日本に入国した場合におけるAの令和7年中の所得税の納税義務者の区分について、Aが国内に住所を有する場合と国内に住所を有さず、居所を有する場合に区分して答えなさい。

1 Aが国内に住所を有する場合

- (1) Aが国内に住所を有する場合には、居住者に該当する。

居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう。

- (2) 居住者のうち、日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下であれば非永住者となるため、次のように区分される。

- ① 日本国籍を有する場合 …………… 非永住者以外の居住者
- ② 日本国籍を有しない場合

イ 過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下のとき …………… 非永住者

ロ 上記以外のとき …………… 非永住者以外の居住者

2 Aが国内に住所を有さず、居所を有する場合

Aが国内に住所を有さず、居所を有する場合には、次による。

- (1) 令和7年2月10日まで …………… 非居住者

国内に住所を有さず、現在まで引き続いて1年以上居所を有していない個人は、非居住者（居住者以外の個人）とされる。

- (2) 令和7年2月11日から …………… 居住者

国内に住所を有さず、現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人は居住者とされ、次のように取扱われる。

- ① 日本国籍を有する場合 …………… 非永住者以外の居住者
- ② 日本国籍を有しない場合

イ 過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下のとき …………… 非永住者

ロ 上記以外のとき …………… 非永住者以外の居住者

解答への道

(1) 国内に住所を有する場合

… 入国の日から居住者

(2) 国内に住所を有せず居所を有する場合

… 入国後1年を経過する日までは非居住者、その翌日から居住者

(3) 居住者となる場合

① 日本国籍を有する場合

… 非永住者以外の居住者

② 日本国籍を有しない場合

過去10年以内に国内に住所又は居所を有していた期間の合計

イ 5年超 … 非永住者以外の居住者

ロ 5年以下 … 非永住者

テーマ 1 総則関係

【応用問題 2】

外資系企業に勤務する甲は、国内勤務に関し内国法人Aから、国外勤務に関し外国法人Bから、給与所得を得ている。

また、国内に有する土地を貸付け、内国法人Cから賃貸料を得ている。

なお、甲は、いずれの法人の役員でもなく、上記以外の所得はない。

甲の納税義務者の区分に応じた課税所得の範囲、課税方法及び国際間の二重課税防止規定について簡潔に説明しなさい。

(注) 恒久的施設を有する非居住者、復興特別所得税及び租税条約の説明は要しない。
(平成 19 年改題)

1 納税義務者の区分に応じた取扱い

(1) 非永住者以外の居住者に該当する場合

① 課税所得の範囲 (法 7)

内国法人Aからの給与、外国法人Bからの給与及び土地の貸付けに係る賃貸料は、すべて課税される。

② 課税方法 (法 21、22)

内国法人Aからの給与、外国法人Bからの給与及び土地の貸付けに係る賃貸料は、すべて総合課税となる。

③ 二重課税防止規定

甲が、外国法人Bからの給与に係る外国所得税を納付している場合は、外国税額控除の適用がある。

(2) 非永住者に該当する場合

① 課税所得の範囲 (法 7、161)

内国法人Aからの給与及び土地の貸付けに係る賃貸料は課税され、外国法人Bからの給与は、国内において支払われ、又は国外から送金されたものである場合は課税される。

② 課税方法 (法 21、22)

内国法人Aからの給与、外国法人Bからの給与（課税所得に含まれる場合に限る。）及び土地の貸付けに係る賃貸料は、すべて総合課税となる。

③ 二重課税防止規定

甲が、外国法人Bからの給与に係る外国所得税を納付している場合は、外国税額控除の適用がある。

(3) 恒久的施設を有しない非居住者に該当する場合

① 課税所得の範囲 (法 7、161)

内国法人Aからの給与及び土地の貸付けに係る賃貸料は課税され、外国法人Bからの給与は、課税されない。

② 課税方法 (法 164、165)

内国法人Aからの給与は所得税が20%源泉徴収された上で源泉分離課税となり、土地の貸付けに係る賃貸料は所得税が20%源泉徴収された上で総合課税となる。

③ 二重課税防止規定

甲は、外国税額控除の適用はない。

2 外国税額控除 (法 95)

(1) 内容

居住者が各年において外国所得税を納付することとなる場合には、次の金額を限度として、その外国所得税の額をその年分の所得税額から控除する。

その年分の所得税の額 \times $\frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の合計所得金額}}$ $\left[\frac{100}{100} \text{ 限度} \right]$

(2) 申告要件

外国税額控除は、確定申告書等に控除額等の記載がある明細書の添付がある場合に限り適用する。

テーマ 1 総則関係

【応用問題 3】

次の(1)及び(2)について、以下の①～③の事項を説明しなさい。

(1) 日本国籍を有しないA

前々年5月に日本に初めて入国し、引き続き国内に住所を有している。

- ① 納税義務者の区分
- ② 課税所得の範囲
- ③ 適用される所得控除の種類

(2) 日本国籍を有しないB

内国法人C社に勤務していたが、前年中に5年間の予定でC社の海外支店勤務となり、海外に赴任した。

Bは、日本勤務中に住んでいた自宅を本年1月からC社へ社宅として賃貸し、C社から賃貸料を得ている。

なお、Bは、海外赴任後、日本国内に住所及び居所を有していない。

- ① 納税義務者の区分
- ② 得る賃貸料の課税方法
- ③ 適用される所得控除の種類

(注) 各種所得及び所得控除の概要並びに租税条約の説明は要しない。

(令和4年改題)

(1) 日本国籍を有しないA

① 納税義務者の区分 (法2①三～五、5)

Aは国内に住所を有しているため居住者に該当するが、日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所を有していた期間が5年以下である個人であるため、非永住者に該当する。

② 課税所得の範囲 (法7、95④)

国外源泉所得以外の所得及び国外源泉所得で国内で支払われ、又は国内に送金されたものがAの課税所得とされる。

なお、国外源泉所得とは、その源泉が国外にある所得として一定のものをいう。

③ 適用される所得控除の種類（法 72～86）

Aは居住者であるため、下記の全ての所得控除が適用される。

- | | | |
|------------------|-------------|-------------|
| (1) 雑損控除 | (2) 医療費控除 | (3) 社会保険料控除 |
| (4) 小規模企業共済等掛金控除 | (5) 生命保険料控除 | (6) 地震保険料控除 |
| (7) 寄附金控除 | (8) 障害者控除 | (9) 寡婦控除 |
| (10) ひとり親控除 | (11) 勤労学生控除 | (12) 配偶者控除 |
| (13) 配偶者特別控除 | (14) 扶養控除 | (15) 基礎控除 |

(2) 日本国籍を有しないB

① 納税義務者の区分（法 2①三～五、5）

Bは、国内に住所及び居所を有していない個人であるため、非居住者に該当する。

② 得る賃貸料の課税方法（法 21、22、26、164、165）

Bが得る賃貸料は、国内に所在している建物に係るものであるため、国内源泉所得に該当し、不動産所得として課税される。

なお、国内にある資産の運用に係る所得であるため、総合課税の方法により課税される。

また、賃貸料の支払いを受ける際に、20%（復興特別所得税込み 20.42%）の所得税が源泉徴収され、源泉徴収税額は、確定申告で精算される。

③ 適用される所得控除の種類（法 72、78、86）

Bは、本年を通して非居住者であるため、下記の所得控除のみ適用される。

- (1) 雑損控除
- (2) 寄附金控除
- (3) 基礎控除

過去問題

昭和27年 非居住者について、所得税法上重要と認められる点を説明しなさい。

昭和32年 納税義務者について述べ、課税の範囲に及びなさい。

平成10年 個人の納税義務者について、その区分、課税所得の範囲及び課税方法について説明しなさい。

なお、課税所得の範囲及び課税方法についてはその概要を説明すれば足りる。

平成19年 外資系企業に勤務する甲は、国内の勤務に関し日本子会社たる内国法人Aから、また、国外の勤務に関し海外親会社たる外国法人Bから、給与所得を得ている。

また、甲は、国内に有する土地の貸付けを行っており、内国法人Cからその賃貸料を得ている。

この場合、甲の納税義務者としての区分に応じた課税所得の範囲、課税方法及び国際間の二重課税防止規定について説明しなさい。

なお、甲は、いずれの法人の役員でもなく、上記以外の所得はない。

(注) 国内に恒久的施設を有する非居住者に関する説明及び租税条約に関する説明は要しない。

令和 4 年 次の(1)及び(2)について説明しなさい。

(注 1) 各所得及び所得控除の概要についての説明は要しない。

(注 2) 租税条約に関する事項は考慮する必要はない。

- (1) 日本国籍を有しないAは、令和 2 年 5 月 1 日に日本に初めて入国し、現在まで引き続き日本国内に住所を有している。Aが令和 4 年 12 月 31 日まで引き続き日本に住所を有し、令和 4 年分の確定申告をする場合、所得税法上、Aは、居住者(非永住者以外の居住者)、居住者(非永住者)又は非居住者のいずれに該当するか、その理由も併せて説明しなさい。

また、その場合のAの課税所得の範囲及び申告において適用される所得控除の種類について説明しなさい。

- (2) 日本国籍を有しないBは、内国法人C社に 15 年間勤務していたが、令和 3 年 12 月に 5 年間の予定でC社の海外支店に勤務となり、納税管理人を定めて出国した。Bは、日本勤務中に住んでいた自宅を令和 4 年 1 月からC社へ社宅として賃貸し、C社から賃貸料を得ている。

この場合、Bの令和 4 年分の確定申告等について、以下の①～③の事項をそれぞれ説明しなさい。

なお、Bは、出国後、日本国内に住所及び居所を有しておらず、国内に親族や上記自宅以外の資産を有していない。

- ① Bは、居住者(非永住者以外の居住者)、居住者(非永住者)又は非居住者のいずれに該当するか、その理由も併せて説明しなさい。
- ② Bが得る賃貸料について、課税方法を説明しなさい。
- ③ Bの申告において適用される所得控除の種類について説明しなさい。

1-2

実質所得者課税の原則

【応用問題】

所得税法には、課税所得が誰に帰属するかということにつき、私法上の形式や外見にこだわらず、その実質に着目して課税するという基本的な考え方が存在しますが、その実定法上の規定について述べなさい。

解答の柱

- 1 実質所得者課税の原則（法 12）
- 2 信託財産の帰属（法 13）
- 3 名義人受領の調書（法 228）
- 4 補完規定

解答への道

『実質所得者課税の原則』（理論マスター1-2）を述べればよい。

過去問題

昭和29年 実質所得者課税の原則について、所得税法上重要と認められる点を説明しなさい。

税理士受験シリーズ
2025年度版 37 所得税法 理論ドクター

発行日 2024年12月18日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (税理士講座)

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2024

管理コード 11337P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。